

学校教育時間外における学校空間活用の現状と課題

調査部 上席主任研究員 池本 美香

目 次

1. はじめに
2. 小学生の身体的・精神的健康の現状とその背景
 - (1) 身体的・精神的健康の現状
 - (2) 家庭環境の変化
 - (3) 遊び環境の変化
3. 学校教育時間外の学校空間の整備・活用状況
 - (1) 文部科学省における検討内容
 - (2) 支援が必要な子どものための活用状況
 - (3) 遊びの権利保障のための活用状況
4. こども基本法を踏まえた学校空間の活用の在り方
 - (1) とくに支援を必要としている子どものための活用
 - (2) 遊びの権利の保障
 - (3) 学校空間の効果的な活用を促すしくみ
5. おわりに

要 約

1. 2022年3月、文部科学省において学校施設の在り方について報告書が取りまとめられた。学校の役割として、子どものウェルビーイングすなわち身体的・精神的な健康の保障を重視する方針が掲げられたものの、報告書における検討対象は、学校教育時間内における校舎の在り方が中心となっており、時間と空間の両面において限定的である。そこで本稿では、学校教育時間外に屋内外の学校空間を有効に活用する方策について論じる。
2. 近年、小学校においていじめ、暴力行為、不登校が急増しているほか、虐待の相談対応件数も増えている。体力の低下、肥満の増加なども見られる。この背景には、経済状況の悪化や共働きの増加などから、家庭で十分な世話が受けられない子どもが増えていること、および、自然環境、道路、空き地、家の庭などの子どもにとって自由度の高い遊び空間が減り、遊ぶ時間も減っていることがある。こうした課題に対し、学校空間は十分に活用されていない。例えば、子どもの貧困対策として子ども食堂が増えているが、学校が使われるケースは少ない。困難を抱える子どもを支える保健室は、放課後や学校休業日には利用できない。放課後や学校休業日に校庭や学校施設を開放する動きはあるものの、場所や時間、利用方法、遊びの種類などに制限が多い。7割以上の小学校では、敷地内に放課後児童クラブがあるが、校庭や校舎の利用は制限されている。
3. 学校教育時間外における学校空間の有効活用に向け、次の三つについて早急に検討すべきである。
 - ・ 学校空間の有効活用による、支援が必要な子どもへの対応強化。保健室や相談室に放課後や学校休業日にも子どもが立ち寄れるようにすること、学校の家庭科室などを使って早朝や放課後、学校休業日に子ども食堂やカフェ、子どものための料理教室を実施すること、図書室、音楽室、図工室、コンピューター室などを活用し、習い事に行く経済的余裕がない子どもの活動を支援することなどが考えられる。
 - ・ 子どもの自由な遊びを保障する観点からの、屋内外の学校空間整備の在り方の見直し。海外では、遊びの権利の保障に向けて、校庭を緑と遊びの場に改造し、学校教育時間外にも開放する動きがある。動植物と触れ合える環境、おしゃべりやおやつのための居心地の良い場所のほか、木登り、火や水や土を使う遊び、音楽やダンス、廃材遊び、取っ組み合い遊びなど、自由で創造的な遊びが重視されている。
 - ・ これらの取り組みを各学校で効果的に進めていくための体制づくり。まず国が、学校教育時間外にも、屋内外の学校空間を子どものために有効に活用していくという方針を明確に打ち出す必要がある。そのうえで、①学校空間評価の義務化、②評価や整備・活用における子どもの参画、③学校が専門家の支援を受けられる体制整備が求められる。

1. はじめに

2022年3月、文部科学省において学校施設の在り方について報告書が取りまとめられた（注1）。報告書では、そもそもの学校の役割として、学習機会と学力の保障にとどまらず、子どもの身体的、精神的な健康の保障を重視する方針が掲げられ、「快適で温かみのあるリビング空間」創設などが提言されている。もっとも、その射程は、学校教育時間内における校舎の在り方が中心となっており、学校教育時間外や屋外空間については十分に視野に入っていない。そこで本稿では、小学校に焦点を絞りつつ、学校教育時間外にも屋内外の学校空間を有効に活用することで、子どものウェルビーイングすなわち身体的・精神的な健康につなげていく方策について論じる。

続く2章では、議論の前段として、いじめ、暴力行為、不登校、虐待、体力の低下など、小学生のウェルビーイングが低下している現状と、その背景にある家庭環境と遊び環境の変化について確認する。わが国は、国連子どもの権利委員会からも、こうした現状への対応が勧告されている。具体的には、子どもにとってストレスの多い学校環境の改善、休息および余暇の確保、子どもの年齢にふさわしい遊びやレクリエーション活動の保障などである（注2）。3章では、学校教育時間外や屋外の学校空間が実際に有効活用されていないことで、子どものウェルビーイングが損なわれている現状について検証する。例えば、子どもは学校敷地内にある放課後児童クラブで、学校教育時間より長い時間を過ごしている（注3）が、校庭や校舎の利用は制限されている。4章では、学校空間の有効活用策について、国内外の取り組みも参照しつつ提案する。

（注1）学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 [2022]。

（注2）子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」2019年3月5日（子どもの権利条約NGOレポート連絡会議訳）

（注3）例えば、小学校1年生では、学校教育の時間が年間1,244時間であるのに対し、放課後児童クラブで過ごす時間の方が1,680時間と長い（全国学童保育連絡協議会 [2021] p.38）。

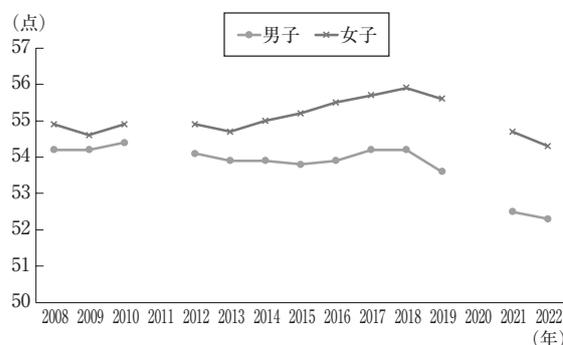
2. 小学生の身体的・精神的健康の現状とその背景

(1) 身体的・精神的健康の現状

まず、小学生の身体的健康の状況について確認すると、体力の低下や肥満の割合の増加が見られる（図表1、2）。その背景として、スマホなどを視聴するスクリーンタイムの増加が指摘されている。学習以外のスクリーンタイムは、視聴時間が2時間以上の割合が増加しており、とくに男子が顕著である（図表3）。子どもの睡眠時間の短さも問題視されており、6～9歳の推奨睡眠時間9～11時間に対して、9歳の平均が8時間37分という調査結果もある（注4）。

次に、精神的健康の状況に関し、児童相談所における児童虐待相談対応件数は2020年度に20

（図表1）体力の合計点（小学校5年生）

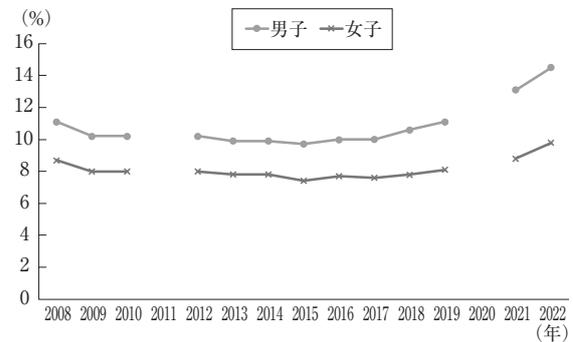


（資料）文部科学省スポーツ庁「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

（注）合計点は「新体力テスト実施要項」の得点表等による。

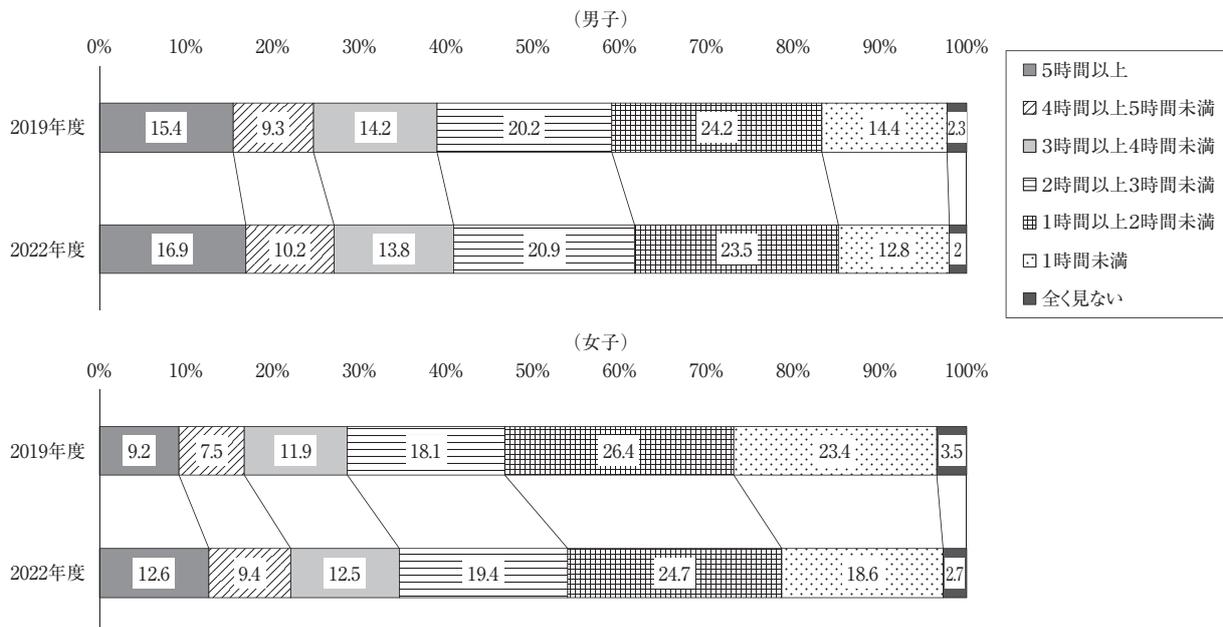
万件を超えた（図表4）。そのうち3分の1の約7万件は被虐待者が小学生（6～11歳）である。小学生によるいじめや暴力行為は、コロナ禍による登校制限でいったんは減少したものの、再び増加に転じている（図表5、6）。欠席日数が年間30日以上の不登校児童は過去最高を更新し続けており、2021年に8万人を超えた（図表7）。小学生の自殺者数は、2002～2011年度の平均2.6人から2012～2021年度の平均は5.5人と、増加傾向が見られる（注5）。こうした小学生の心身の健康悪化の背景として、子どもの家庭環境と遊び環境それぞれの変化が指摘できる。

（図表2）肥満傾向児の出現率（小学校5年生）



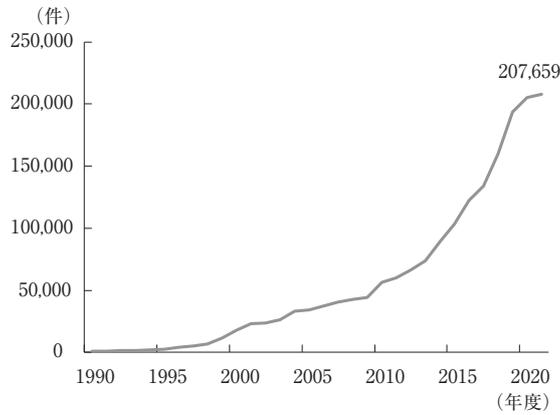
（資料）文部科学省スポーツ庁「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

（図表3）平日1日当たりのスクリーンタイム（小学校5年生）



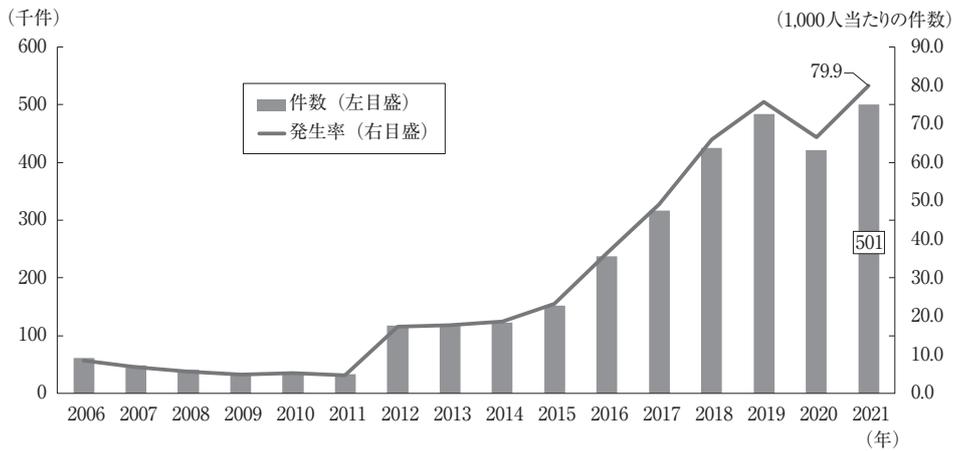
（資料）文部科学省スポーツ庁「令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
 （注）学習以外でテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている時間。

(図表4) 児童相談所における児童虐待相談対応件数



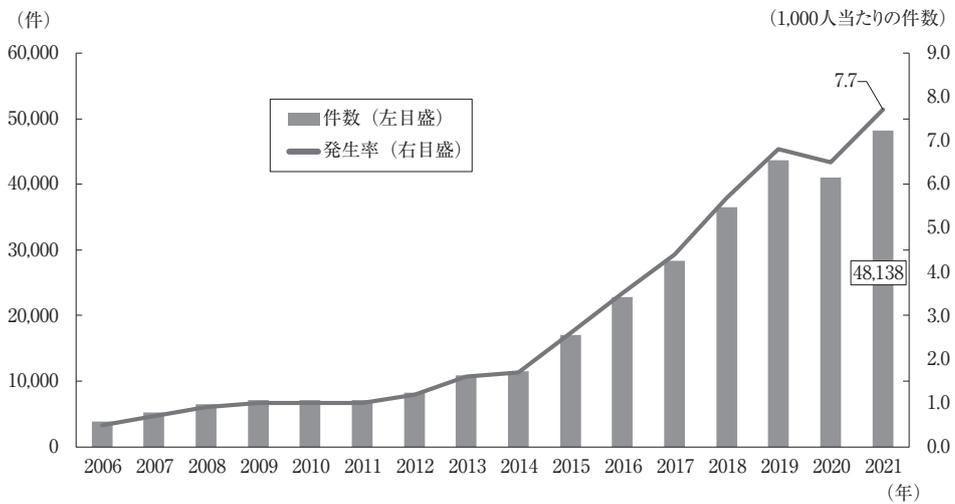
(資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(図表5) 小学校におけるいじめの認知件数



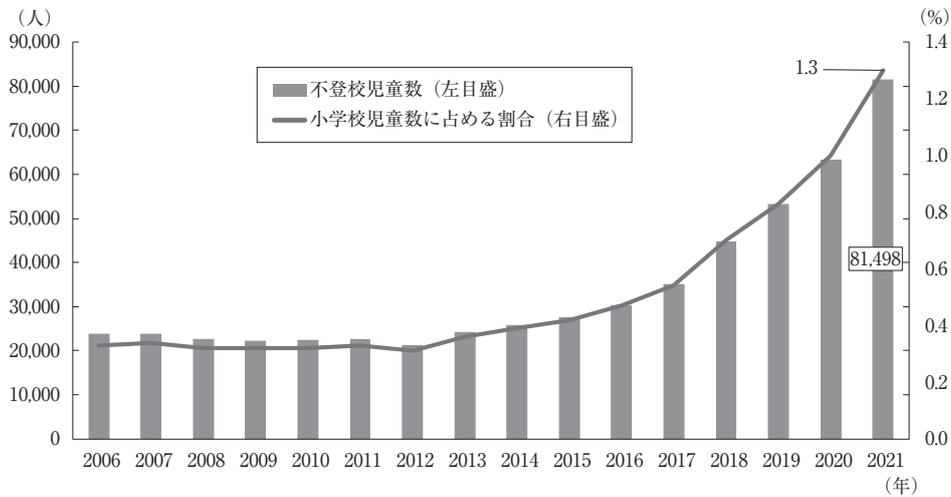
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(図表6) 小学生の学校管理下・管理下以外における暴力行為発生件数



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(図表7) 小学校における不登校児童数



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 家庭環境の変化

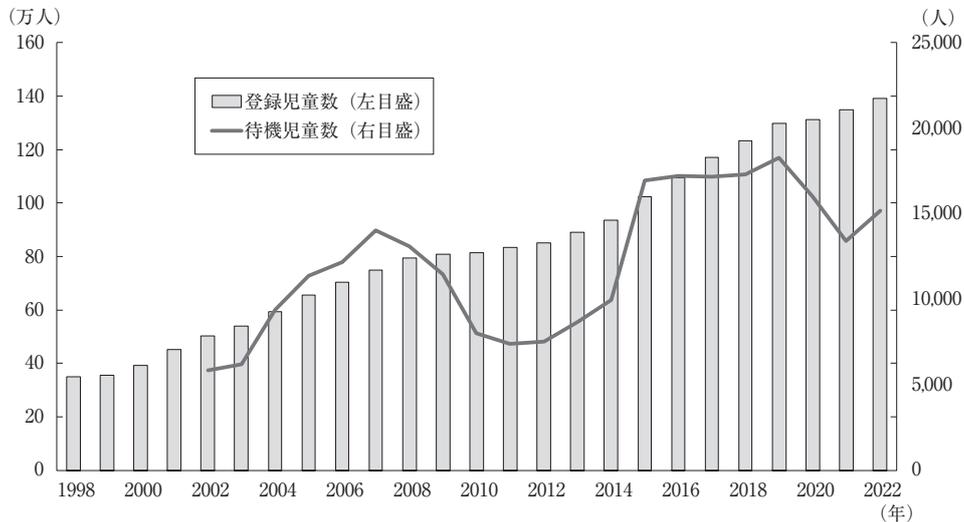
一つめの家庭環境の変化としては、経済状況の悪化、および、世帯人数の減少や共働きの増加などで子どもの世話をする人が家にいない世帯の増加が挙げられる。まず、経済状況の悪化について、2014年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、政府は毎年子どもの貧困の状況を公表している。それによれば、子どもの貧困率は、2014年の7.9%から2019年には8.3%に、ひとり親世帯に絞ると47.7%から57.0%にそれぞれ上昇している（注6）。以前より、給食のない夏休みに痩せる子どもがいることが指摘されていたが（注7）、支援の現場からは、コロナ禍や物価高が加わって食費を削らざるを得ない家庭が増加し、子どもの心身に悪影響が出始めているという調査結果が報告されている（注8）。

次に、子どもの世話をする人の状況については、児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合が、1989年から2021年の約30年で、26.9%から12.9%に低下している（注9）。加えて、児童の数が一人の世帯割合は37.2%から46.8%に上昇しており、一緒に過ごすきょうだいがいない子どもも増えていることがうかがえる。女性就業率（25～44歳）は、2011年から2021年の間に、67.0%から78.6%に10%ポイント以上も上昇した。末子の年齢が7～8歳の世帯の母親の仕事の変化を見ると、2016年には「仕事なし」が28.7%で、「正規の職員・従業員」の19.4%より多かったが、2021年には「仕事なし」の20.5%より「正規の職員・従業員」が26.7%と多くなっている（注10）。親が仕事をしていない場合でも、その理由が病気であることも少なくない。大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）に対する支援が課題となっており、小学生でも「家族の世話をしている」と回答した割合が6.5%（注11）と一定数いることが明らかになっている。

家庭で十分な世話を受けられない子どもの増加に伴って、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの利用が増えている。放課後児童クラブは、親が就労等で世話の受けられない子どもが利用する施設であり、登録者が急増している（図表8）。とくに小学校1年生では、2022年に登録者が4割を超えている（注12）。保育所が大量に整備される一方で、放課後児童クラブの整備は追いついておらず、2021年の待機児童数は13,416人と保育所の5,634人の2倍以上になっている。放課後等デイサービスは、障害のある

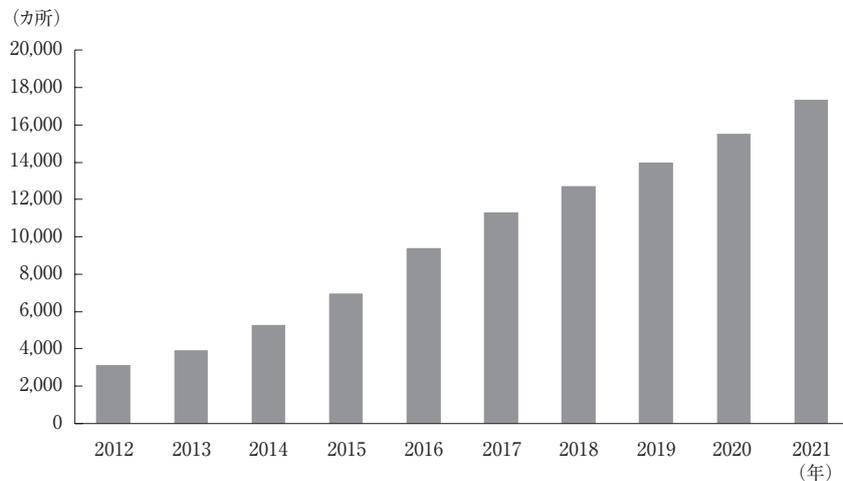
子どもが放課後や休日に利用できる福祉サービスであり、2012年に児童福祉法に位置付けられて以来、その事業所数が急増している（図表9）。

（図表8）放課後児童クラブの登録児童数・待機児童数の推移



（資料）厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（各年5月1日現在）」

（図表9）放課後等デイサービス事業所数の推移



（資料）厚生労働省「社会福祉施設等調査」
（注）各年10月1日現在。

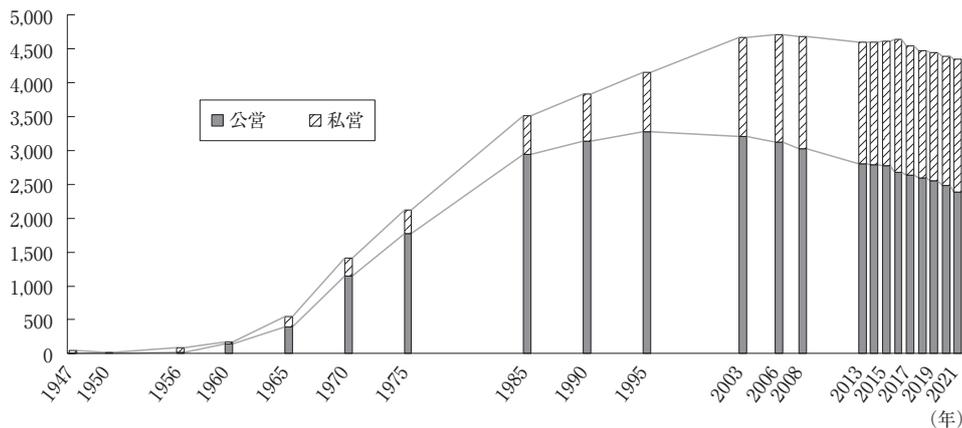
（3）遊び環境の変化

小学生の心身の健康悪化のもう一つの背景として、場所と時間における遊びの環境の変化が考えられる。遊びは子どもの成長や幸せに不可欠なものであり、子どもの権利条約31条は、すべての子どもへの遊びの権利の保障を求めている。

まず、場所に関しては、1947年に成立した児童福祉法において、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」として、児童厚生施設が規定された。

児童厚生施設のうち、屋外が児童遊園、屋内が児童館である。児童館は、いったん増加した後、減少に転じ現在に至っている（図表10）。1963年には、子どもの遊び場の確保に対応すべく、児童館に対する国庫補助が開始され（注13）、その後、運営費の補助単価は増額され、国が「一中学校区一児童館の建設」を目標に量的整備を推奨する動きもあって、児童館は急増した。

（図表10）児童館数の推移



（資料）厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/jidoukan202212.pdf>）
 （注）社会福祉施設等調査（10月1日現在）の数値。小型児童館、児童センター、大型児童館およびその他児童館を含む。

しかし、1980年代に入りわが国の財政状況が厳しさを増すなか、1986年には児童館運営費の人員費が一般財源化されるなど、補助金が抑制され、児童館の数は減少に転じることとなった。現在、約4割の市町村に児童館がなく、老朽化などを理由に児童館を廃止する動きもみられる（注14）。このように、児童館は、子どもの遊びの保障を目的としてスタートしたが、今後の在り方として、ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化の必要性が指摘されている（注15）。

次に、時間に関しては、学校の授業時間や塾あるいは習い事に費やされる時間が増え、それに伴い遊びの時間は減少傾向にある。学校教育法施行規則に定められている小学校の標準授業時数は、「ゆとり教育」の見直しに伴い、例えば小学校第5学年では、2011年から945単位時間が980単位時間に、さらに2020年から1,015単位時間に増加している。実際の総授業時数はこの標準授業時数を数十時間上回るケースが多い（注16）。小学生の保護者のうち「子どもの将来を考えると、習い事や塾に通わせないと不安である」と答えた割合は、2009年に54.7%を占め、さらに2017年には64.5%に増えている（注17）。小学校6年生では、約半数の子どもが塾や家庭教師を利用しており、平日の学校授業時間以外の勉強時間が3時間以上の割合が11.9%、2時間以上3時間未満が15.4%を占めている（注18）。小学生の48%が睡眠時間が足りていないと回答し、その理由として最も多かったのは「家での勉強に時間がかかる」で53%を占めた（注19）。

（注4）睡眠偏差値kids調査結果2021（<https://brain-sleep.com/service/sleepdeviationvalue/research2021kids/>）。

（注5）文部科学省「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」。

（注6）総務省統計局「2016年全国消費実態調査」「2019年全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」。

- (注7) 朝日新聞デジタル「夏休みに瘦せる子どもたちへ フードバンクで広がる支援」(2019年7月26日)など。
- (注8) 特定非営利活動法人キッズドア「困窮子育て家庭の生活実態調査」。
- (注9) 厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」。
- (注10) 厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」。
- (注11) 日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」2022年3月(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)。
- (注12) 小学校1年生の放課後児童クラブ登録児童数/小学校の第1学年児童数。
- (注13) 児童館施策の経緯については野中賢治「児童館の施策」児童館研究委員会ほか[2022]による。
- (注14) 児童健全育成推進財団「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」2022年3月。
- (注15)「社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ とりまとめ」(2022年12月20日)。
- (注16) 文部科学省「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」。
- (注17) ベネッセ教育総合研究所「学校外教育活動に関する調査」2017年。
- (注18) 国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」。
- (注19) ニフティキッズ みんなのホンネ調査レポート 睡眠 (<https://kids.nifty.com/research/20220702suimin/>)。

3. 学校教育時間外の学校空間の整備・活用状況

このように小学生のウェルビーイングの低下が懸念されるなか、学校には学力の保障にとどまらず、ウェルビーイングの改善に向けた取り組み強化が期待される。その一つとして、学校空間の整備・活用の在り方の見直しが考えられる。以下では、国における検討内容と、学校教育時間外の学校空間の整備・活用状況について整理する。

(1) 文部科学省における検討内容

前章で述べた子どもを取り巻く環境変化に加え、人工知能(AI)、ビッグデータなど先端技術が高度化し、社会が変化していることを踏まえ、2019年4月、文部科学大臣から中央教育審議会に対し「新しい時代の初等中等教育の在り方について」に関する諮問がなされた。2021年1月、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』が答申された。答申では、学校の役割として、①学習機会と学力の保障、②全人的な発達・成長の保障、③身体的、精神的な健康の保障、を重視することが改めて確認されるとともに、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた改革の方向性が示された。

この答申を受け、学校施設の在り方についても検討が重ねられ、2022年3月、冒頭に掲げた報告書『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について』が取りまとめられた。そこでは、バリアフリー化、防災機能の向上、省エネルギー化、長寿命化など建築物としての強化策とあわせて、子どものウェルビーイングの観点から、「快適で温かみのあるリビング空間」が提言されている点などが目を引く。子どものリフレッシュの場としてのラウンジや小空間の設置、椅子・ベンチ・畳・カーペットなどの家具の配置などへの工夫が重要であると説かれている。

もっとも、この報告書における射程は、学校教育時間内における校舎の在り方が中心となっており、学校教育時間外にも校庭を含む学校空間を積極的に活用していく方向性は示されていない(図表11)。すでに約7割の小学校において、余裕教室もしくは敷地内に放課後児童クラブが設置されているが(注20)、報告書に放課後児童クラブに関する記述は見られず、校庭の在り方についても語られていない。議論は後退している印象すら受ける。

(図表11) 文部科学省における学校空間に関する検討状況

		学校教育時間	学校教育時間外		
			放課後	休日	長期休暇
学校空間	校舎	普通教室	文部科学省の報告書「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の主な検討範囲		
		職員室			
		多目的スペース			
		保健室			
		相談室			
		図書室			
		コンピューター室			
		ランチルーム			
		音楽室			
		図工室			
		理科室			
		家庭科室			
		給食調理室			
	放課後児童クラブ				
	屋内施設	体育館			
		プール			
屋外施設	校庭				

(資料) 日本総合研究所作成

過去には、学校教育時間外の利用や校庭も含めた学校空間の在り方が検討されていた。1980年には文部省（当時）が「学校施設の文化的環境づくりに関する調査研究会議」を設置し、1982年に報告書が取りまとめられた（注21）。そこでは、子どもどうしの自由なグループのいこい、談話、教師や地域社会との交流のための学校施設における配慮、美術作品や芸術的装飾、あるいは屋外の語らいの広場や食事をする場などが例示された。同年、木登りの森、すもうの芝生、アスレチックコースなどの屋外環境整備に関する補助が開始された。

しかし、その後、こうした子どものウェルビーイングの観点から学校空間を改善する動きは活発化しなかった。その背景には、第1に、1995年の阪神・淡路大震災を機に、学校施設に関しては耐震化が最優先課題となったこと、第2に、1998年の地球温暖化対策推進法の成立により、環境への負荷の観点から学校施設の在り方を検討する動きが強まったこと、第3に、2001年の池田小事件（注22）をきっかけに、学校開放の動きが弱まったことなどが指摘できる。

(2) 支援が必要な子どものための活用状況

前章で見たように、小学生のウェルビーイングの低下が懸念されており、わが国の持てる資源すべてを使ってでも対応すべきであるものの、いざ学校教育時間外となってしまうと、子どものケアは、学校ではなく家庭もしくは福祉部局の範疇であるという考え方がなお根強い。そのため、今日みられるとくに支援が必要な子どもに対し、学校空間の活用は極めて不十分である。

第1に、経済的困窮にある家庭の子どもに対して、食事面において、無料もしくは低額でNPOなどが食事を提供する「子ども食堂」が各地で増えているが、学校の給食調理設備や家庭科室などが使われるケースは少ない。学習面においては、文部科学省の補助事業として、学習やスポーツ・文化芸術活動、交流などの機会を提供する「放課後子供教室」がある。2022年1月現在、放課後子供教室は、16,511カ所で実施

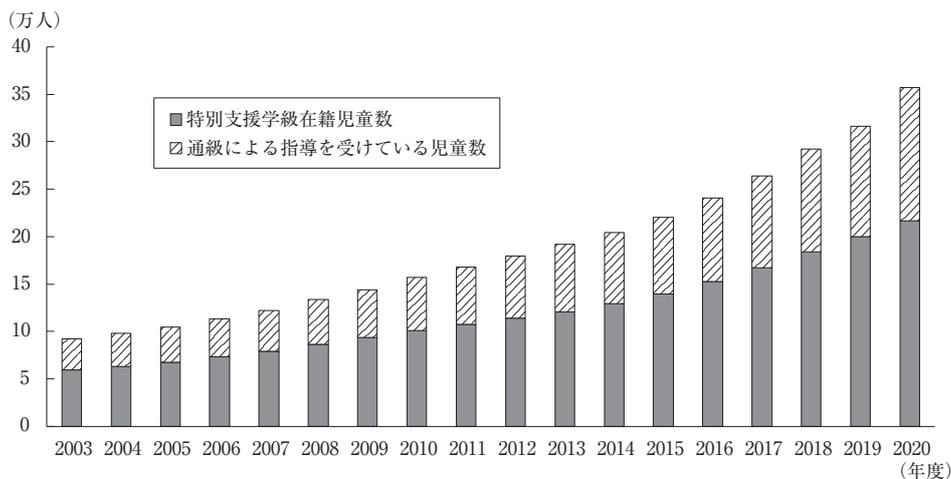
されているが、その多くは地域住民や保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業などのボランティア活動に支えられていることもあり、実施頻度は週1～2日にとどまる。

第2に、心のケアが必要な子どもに対しては、心を休めたり、話を聞いてもらったりする保健室が学校にあり、前述の文部科学省の報告書において「リラックスできる場とすることが重要」とされている。しかし、保健室が利用できるのは一般に学校教育時間内に限られ、放課後や夏休みなどの学校休業日にはほとんど使われていない。保健室とは別に、学校にスクールカウンセラーが配置されるようになってきているが、配置状況には地域差が大きく（注23）、カウンセリングルームがあっても、子どもがいつでも気軽に頼れる場所には必ずしもなっていない。

第3に、親の就労などで放課後の見守りが必要な子どもについては、2019～2023年を対象期間とする国の「新・放課後子どもプラン」において、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施する目標が掲げられている。しかし、2021年5月時点で57%と目標到達は難しい状況である。加えて、放課後児童クラブが小学校内に設置されていても、学校空間を使えない実態がある（注24）。放課後児童クラブの利用児童に対し、学校の校庭、体育館、図書室、図工室、音楽室などの利用が制限されているケースが多い（注25）。小学校内の放課後児童クラブで、学校の給食調理設備を使った食事の提供は極めてまれである（注26）。

第4に、障害のある子どもの放課後や休日のケアは、放課後児童クラブもしくは放課後等デイサービスが担っている。小学校内の特別支援学級に所属する子どもや、障害が比較的軽度で、通常の学級に所属しつつ週1～8単位時間程度、特別な指導を受けている子どもが増えているが（図表12）、国は放課後等デイサービスを小学校内に設置する方針を示していない。そのため、放課後等デイサービスが小学校内に設置されるケースはまれで（注27）、大都市ではビルやマンションの一室に設置されることがほとんどである。

（図表12）特別支援学級在籍児童数と通級による指導を受けている児童数（小学校）

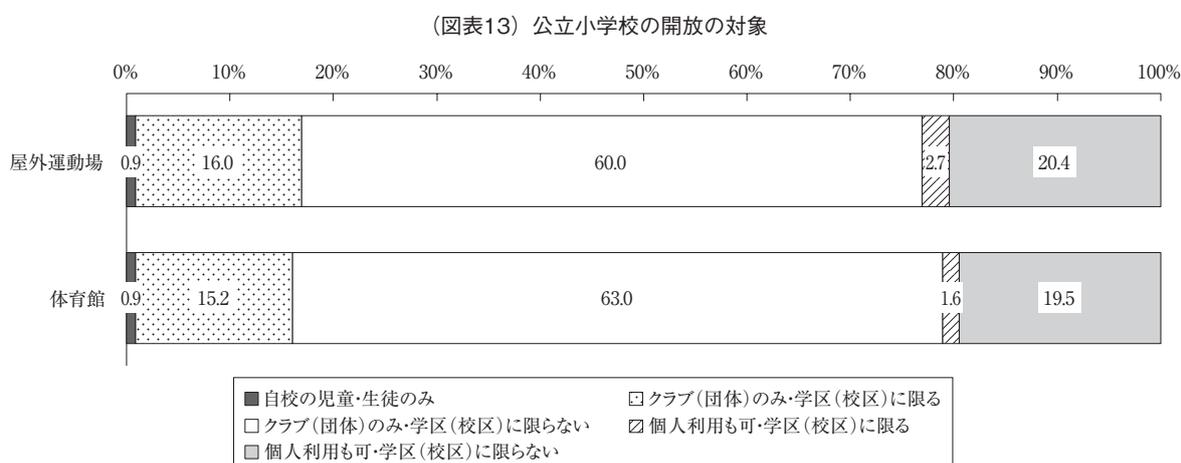


（資料）文部科学省「特別支援教育資料」「通級による指導実施状況調査」

(3) 遊びの権利保障のための活用状況

遊びの権利保障の観点からの学校空間の活用も進んでいるとは言い難い。学校教育時間外の学校空間の利用には制限が多く、仮に利用が認められたとしても、学校教育のために使うことを前提に整備されているため、子どもに自由な遊びや自然体験などを保障できる状況にはなっていない。

まず、利用の制限についてみると、公立小学校の体育・スポーツ施設の開放率は、屋外運動場が79.7%、体育館が84.3%と高いものの（注28）、開放の対象は事前に登録されたクラブ（団体）に限定される割合が高く、個人でも利用可能な屋外運動場や体育館は2割強となっている（図表13）。学校の図書館については、2001年の文部科学省の報告書（注29）で、「学校の休日にも地域の児童生徒が自由に学校図書館を利用できるように積極的に検討する必要がある」とされていたが、長期休業日数に占める開館日数の割合は、小学校で16.9%、中学校も16.7%にとどまっている（注30）。



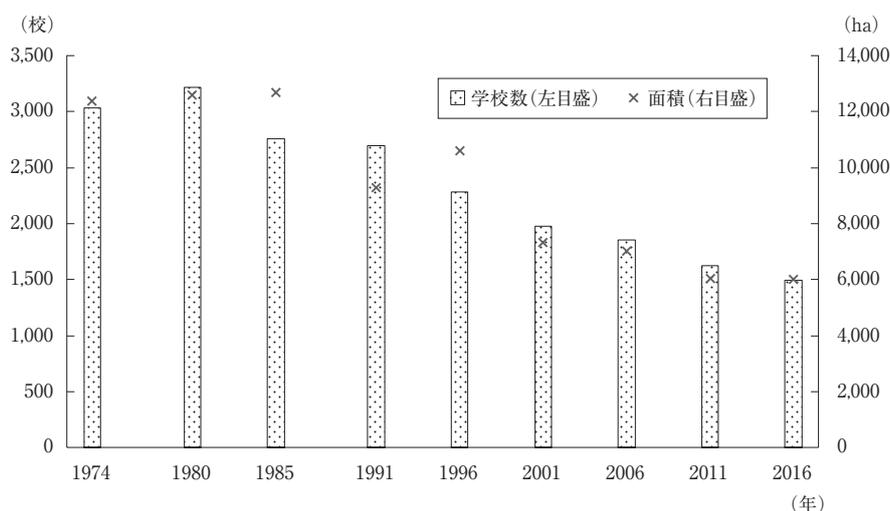
(資料) 文部科学省スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査速報値中間報告書（令和4年9月）」
 (注) 2020年10月1日時点。

次に、開放されていても、学校空間が子どもの遊びや交流のための場所として整備されていないため、利用者数が低迷している（注31）。小学校の校庭での遊びは、鉄棒、滑り台などの固定遊具、竹馬、一輪車程度が一般的であり、けがの予防が重視され、木があっても登ることが禁止されていたり、経年劣化を理由に雲梯が撤去される（注32）など、校庭を豊かな遊び場にするという発想に乏しい。竹馬と一輪車は、学習指導要領の体育の教材として例示されたことから普及しているにすぎない。いじめや暴力、不登校などの背景には、安全一辺倒で、挑戦できる、子どもが夢中になれる遊びの場がなく、冒険心や探求心が満たされていないという問題もあると考えられる。

外遊びや自然体験の場として、芝生化された校庭や学校林を持つ学校もあるが、その数は限られている。文部科学省スポーツ庁の2019年の調査では、公立小学校の屋外運動場の天然芝整備率は7.3%にとどまっている。学校林とは、戦後の国土復旧のための緑化運動の一環として、学校植林五カ年計画が1949年と1954年に策定され、多くは1950年代に設置されたものであり、近年その数は減少傾向にある（図表14）。さらに、学校敷地内、隣接地、徒歩20分以内の場所にある学校林の割合は25%にとどまり、過去1年に

利用があった割合も3割と少なく、自然体験の場としてはほとんど機能していない。最近では、教員の負担軽減や子どものアレルギーの増加などから、動物を飼っている小学校が減っていることも指摘されている（注33）。

（図表14）学校林のある小学校数と小学校学校林面積



（資料）公益社団法人国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書（平成28年調査）」

（注20）小学校数19,161（令和4年度学校基本調査）に占める、小学校で実施されている放課後児童クラブ数14,161（学校の余裕教室7,465と学校敷地内専用施設6,696の合計。令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況）の割合。

（注21）「学校施設の文化的環境づくりについて」。

（注22）大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出入り包丁を持った男が、午前10時過ぎに校内に侵入し、児童や教員23名を殺傷した事件。

（注23）例えば、東京都が公立学校へ派遣しているスクールカウンセラーは、学期中のみ勤務である。

（注24）厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書（改訂版）」には、「学校施設の利用に当たっては、学校の理解と協力が不可欠」で、「放課後児童クラブの市町村の担当部局と教育委員会の間において連携、協力の方針について確認したうえで、放課後児童クラブが学校と日常的に交流を深め、協力関係を築くことが望まれる」（下線は筆者）とある。利用の可否は学校側の判断に委ねられ、放課後児童クラブが学校施設を当たり前利用できる状況にはない。

（注25）コロナ禍による臨時休校時には、放課後児童クラブに対し、午前中からの受け入れが求められ、感染予防のために空いている学校の教室に子どもを分散したいと考えた事業者もあったが、学校に認められないケースが多かったという（平岩国泰「4月に入り学童保育の負担が急増、今からでも学校活用の徹底を」Yahoo!ニュース2020年4月3日）。

（注26）埼玉県越谷市では2006年より、夏休みに学校の給食センターから、放課後児童クラブに給食を提供しており、東京都八王子市では2022年より、小学校給食調理室の調理機能を活用し、学校栄養士が考えた献立で、温かい昼食の提供を開始しているが、一般的には弁当持参もしくは宅配弁当である。

（注27）厚生労働省は放課後等デイサービスの設置場所について、全国状況を把握しておらず、人口が最も多い五つの市（横浜市、大阪市、名古屋、札幌市、福岡市）に確認したところ、いずれも小学校内での設置例はなかった（2023年2月末時点）。

（注28）文部科学省スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」2020年10月1日現在。

（注29）文部科学省「新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくりー知と心のメディアセンターとして」p.12。「今後の学校図書館の整備の在り方に関する検討ワーキンググループ」の調査研究報告書。

（注30）文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」。

（注31）例えば、2003年から市立小中学校の図書館を土曜の午前開放している三鷹市では、利用者の低迷が課題として指摘されている（三鷹市「みたか子ども読書プラン2022（第2次改定）」）。

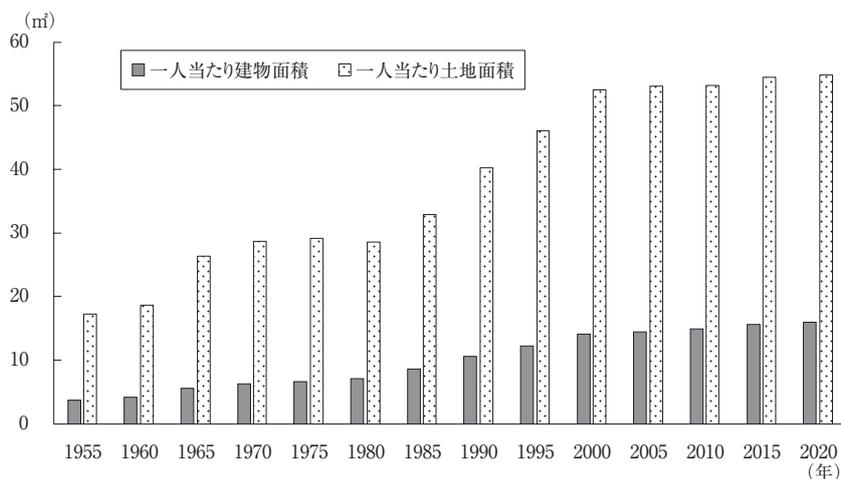
（注32）岸和田市立天神山小学校ホームページによる。

（注33）大阪府教育委員会の調査では、ウサギやニワトリを飼う小学校の割合が、2007年の79%から、2022年には21%に減少したと報じられている（NHK政治マガジン「消えたウサギ 働き方改革と命を学ぶ意義とはどこまで」2023年1月20日）。

4. こども基本法を踏まえた学校空間の活用の在り方

以上見てきたように、現状、子どもが自分で行ける範囲に、十分な広さの学校空間がありながら、学校教育時間外に、支援を必要としている子どもや遊びの保障のために有効活用ができていない。児童数の減少に伴い、小学校の子ども一人当たりの建物面積や土地面積は増加傾向にある（図表15）。学校教育時間外の学校空間を子どもの身体的・精神的健康のために有効活用できれば、放課後児童クラブや子ども食堂などの賃料の負担軽減により、限られた予算で子どものための活動を充実することができたり、子どもの移動時間が減って利用しやすくなるなど、メリットが多い。こども基本法は、子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られることを目的として掲げている。今後は2023年4月のこども基本法施行を踏まえ、屋内外の学校空間の活用について、次の三つを早急に検討すべきである。

（図表15）小学校の子ども一人当たり建物・土地面積の推移



（資料）文部科学省「文部統計要覧」をもとに日本総合研究所作成

（1）とくに支援を必要としている子どものための活用

第1に、とくに支援を必要としている子どものための、学校教育時間外における学校空間の有効活用である。実際、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法において、「教育に支障がない限り」学校施設を公共のために供することが求められている。学校教育時間外に自校の児童が利用することについて、教育に支障があるとは考えにくく、原則利用可とされるべきであろう。具体的には、①経済的に困窮する家庭の子どもに十分な食事や体験活動を保障していくこと、②困難を抱えた子どもがいつでも相談でき、支援につながること、③共働き家庭の子どもや障害のある子どもの放課後や休日のために学校空間を活用することなどが重要である。

①のうち、まず食事については、子ども食堂やカフェ、子ども料理教室、放課後児童クラブに対する昼食の提供などに、学校設備の活用余地が大きい。その際、屋外にも食事可能なスペースを作ったり、校庭にパンやお菓子の移動販売車がやってきて楽しい空間を創出できれば、食を通した心の回復や交流

も期待できる。そのためには、学校空間を利用する際の飲食禁止のルールの見直しも必要であろう。ドイツでは、保護者が運営に携わるカフェのある小学校の事例があり（明石ほか [2012] p.21）、わが国でも高校では校内にカフェをつくって、子どものSOSをキャッチし、必要な支援につなげる取り組みが見られる（注34）。

次に、体験活動の機会を保障していくためには、図書室、音楽室、図工室、コンピューター室などを活用し、放課後子供教室として活動内容を充実していくことが考えられる。もっとも、現実には、ボランティア活動中心の放課後子供教室ではプログラムの充実が難しい場合が多い。その場合には、学校教育時間外のこれらのスペースを児童館の一部と位置付けて、職員を配置し、活動の充実を図ることが検討されるべきであろう。学校空間を学校の専有物とせず、公共施設を学校と児童館で共用するという考え方で、子どもの下校時に、学校職員と児童館職員が入れ替わり、学校空間を児童館としても使っていくのである。

②については、放課後や学校休業日における保健室や相談室での子どもの受け入れ推進である。困難を抱えた子どもが相談できる場所として、子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関を設置する市区町村もあるが、その数は40（2022年10月現在）とごく限られている。自治体等が設置する電話相談等の窓口を小学生が利用するハードルも高い。児童館においてもソーシャルワーク機能の強化が進められているが、児童館がない自治体も多い。これに対して、学校の養護教諭は長期休暇中も勤務しており、保健室は通常、校庭など屋外に面した場所に設置されていることから、学校教育時間外の開放も容易と思われる。子どもがアクセスしやすい学校空間に、夏休みなどにも話を聞いてもらえる場の設置が求められよう。

③については、放課後児童クラブだけでなく、放課後等デイサービスについても、学校内での設置を進めるとともに、それらの活動における校庭、体育館、図書室といった学校空間利用の原則化である。放課後児童クラブは、1998年に児童福祉法に位置付けられた当初、児童厚生施設等の施設を利用するものとされ、主に児童館に置くことが想定されていた（注35）。通常、児童館には、図書室、音楽室、創作活動室、遊戯室、屋外スペース等があり、放課後児童クラブの子どもはそれらのスペースも利用することが可能であった。放課後における子どもの活動は、本来、そうした多様な空間の利用を含むものであり、学校空間の利用が制限されるべきではないだろう。

(2) 遊びの権利の保障

第2に、子どもの自由な遊びを保障する観点からの、学校空間の整備や利用の在り方の見直しである。海外では、子どもの権利条約31条に定められた遊びと休息の権利の保障に向けて、校庭を緑と遊びの場に改造し、学校教育時間外にも開放する動きが見られる（注36）。2011年には国際校庭連合（International School Grounds Alliance（ISGA））が発足し、毎年5月を国際校庭月間と定めている。2013年に刊行されたガイドブックは中国語などにも翻訳されている。年に2日をアウトドア・クラスルーム・デイと定めて、屋外での学びや遊びを促進するキャンペーンもグローバルに展開されており、2018年には100カ国以上で350万人の子どもが参加し、スコットランド、オーストラリア、インドネシア、インドでは政府もこのキャンペーンを支持している（注37）。以下では、遊びの権利保障の観点から学校空間の整備・活用に

力を入れている国として、イギリスのイングランドとウェールズの状況を紹介する。

イングランドでは、1990年と早い時期に、教育・科学省が「アウトドア・クラスルーム」(注38)という報告書を刊行し、校庭づくりの在り方を示した。子どもが多く時間を過ごす校庭は、単に見た目が美しくければよいとされ、子どもにとって面白みのない場所になっているという問題意識がある。報告書のなかでは、多くの写真とともに具体的な整備の考え方や活用方法が紹介されている。例えば、校庭でキャンプや野外料理の技術を学ぶ、鉄器時代の住居を作って昔の人の暮らしを学ぶといった授業での活用のほか、子どもが2、3人でおしゃべりしたり、静かに座っていたりできる、座れる場所のある囲われた空間やベンチ、絵を描いたりできるテーブルの必要性が指摘されている。隣接する教会の敷地、公園、雑木林、草地などを校庭の延長として使うことや、遊具を生徒と教師で協力して作り上げていくことで、予算の削減とともに教育上の効果が期待できるとする。生徒が自分たちで校庭の手入れをしたり、球根を植えたりすることで、自分たちの庭という意識を持つことができ、校庭づくりの過程全体に生徒がかかわることは、環境や社会の学習にもなるとしている。

その後、2003年に校庭を改造した学校を対象に実施した調査では、「子どもの自己肯定感が高まった」「いじめが減った」との回答がともに64%、「学習意欲が改善した」が65%、「学力が向上した」が52%など、良い効果があることが確認された(注39)。2004年の国会における議論を経て(注40)、2006年、教育技能省から「教室の外での学び」という宣言(マニフェスト)が出された。教室での授業だけでなく、教室の外での体験的な学びや、放課後や休日における学びを充実していく方向性が明確化され(注41)、その一環として、校庭の在り方に関する新しいガイドブック「未来の学校-校庭をデザインする」(Department for Education and Skills [2006])が刊行された。このガイドブックでは、校庭は学校の建物と同程度に、子どもの教育と子どものウェルビーイングに影響を及ぼすが、そのことが十分に認識されず、活用が不十分であるという問題を提起している。そして、体を動かす遊びを促進するしかけや、心理的なウェルビーイングのために、隠れられる場所、休み時間におやつを食べる場所など、多様な色や材質、空間を用意すること、安全で退屈な校庭を、リスクを取ってチャレンジできる校庭に変える必要性など、120ページにわたり解説されている(注42)。

ウェールズでは、子どもの遊び環境が十分であるか否かを定期的に評価することを自治体に義務づけるなど、遊びの権利保障に力を入れている。その評価項目(Play Sufficiency Assessment Form)には、校庭が学校教育時間外にも使えるようにしているか、学校の休み時間や放課後に豊かな遊びの環境が提供されているか、自治体が学校に外遊びの時間を十分に確保する必要性を伝えているか、などが含まれている。子どもの遊びの権利保障を目指す非営利団体に国が補助金を出して、学校の取り組みを促すためのガイドブック(Play Wales [2015])を発行している点も注目される。ガイドブックでは、木登り、火や水、土を使う遊び、危険を伴う遊び、音楽やダンス、廃材遊び(Loose parts)、取っ組み合い遊び(Rough and Tumble)、バイクやスクーターなど、ルールや競争が重視されるスポーツとは異なる自由で創造的な遊びを保障することが重要視されている(注43)。子どもが遊びに自由に使えるように、椅子やテーブル、木の枝や石、布、箱、ロープなどの様々な材料を、輸送コンテナに保管する方法なども提案されている。遊びに関する学校の考え方について文書にまとめて関係者で共有することや、保険、リスク管理、設備のメンテナンスなど、具体的な進め方も示されている。

2021年には、イングランドとウェールズにおいて学校の遊び環境の改善を目指す非営利団体（OPAL）（注44）と大学が連携して、小学校における遊びの環境を充実させることによる子どもや教員などへの影響について調査が行われ、その研究成果をまとめた報告書が刊行されている（Wendy Russell et al. [2021]）。学校における遊び環境の改善により、子どものストレスや退屈、怪我が減り、授業への集中力が高まること、教員にとって見守りの負担が減ることなどが確認され、改めて学校に多様な遊びの環境を設け、通年にわたって利用できるようにすることが提言されている。OPALは小学校を対象に、12～18カ月にわたって遊び環境づくりをサポートするプログラムを有料で提供し、学校の遊び環境の質の認定も行っている（注45）。これまでに500校以上にプログラムを提供し、最近ではカナダ、フランス、ポーランド、ニュージーランド、オーストラリアでも支援を行っている。より多くの海外の学校にも支援を広げるために、オンラインで無料の講座や教材も提供している。こうしたイギリスにおける取り組みが発展し、ヨーロッパでは、イギリスのほか6カ国が参加したプロジェクトで、「遊びにやさしい学校」の基準（図表16）を定めるとともに、その実現のためのハンドブック（CAPS [2019]）が作成されている。

わが国においても、こうした国際的な動きも参照し、子どもにとって必要な遊びを保障するという観点で、校庭を豊かな遊び場として整備すること、加えて熱中症の危険性から外遊びができない日も増えていることを踏まえれば、校舎内のリビング空間なども学校教育時間外に遊び場として積極的に使っていくことが必要であろう。

（図表16）「遊びにやさしい学校」の基準

基準	指標
1) 子どもの遊びを促進する責任体制がある	1. 学校における子どもの遊びの質を改善し維持するための変化をリードする責任者がいる。 2. 学校における子どもの遊びの質を改善し維持するための実務的な責任者がいる。
2) 学校が遊びをどのように応援するか書面で宣言している	1. 遊びの特徴や価値について理解していることや、自発的な遊びの重要性を認めていることが宣言に含まれている。 2. 宣言の作成や改訂の際にはすべての学校関係者が参画する。 3. 宣言には学校が子どもの遊びを応援し、十分な時間と場所と自由を与えることが書かれている。 4. 宣言にはすべての子ども（女子と男子、障害のある子ども、異なる背景、家族、文化を持つ子どもなど）が、どのような天候においても遊べるように、学校がどのようにスペースや時間を確保するのかが書かれている。 5. 宣言にはリスクをどこまで許容するか、リスクとベネフィットのバランスについての学校の考え方が示されている。 6. 宣言には採用や職員・保護者の研修など、学校がどのようにして遊びに関する知識やサポートの技術を得ていくかについて示されている。 7. 宣言には学校での子どもの遊びを改善する責任者および実務責任者が誰かが示されている。
3) 子どもに遊ぶ時間が十分にある	1. 学校は時間割の一部に子どもの自発的な遊びの時間を十分に確保している。（最低でも学校にいる時間の12.5%、推奨は20%） 2. 遊びのために確保された時間は大切にされ、取り上げられない。 3. 楽しく遊びながらの教育の時間をつくることを検討する。 4. 学校のすべての時間にわたって遊び心のある場面を大切ににする。
4) 子どもに遊ぶスペースが十分にある	1. できるだけ多くの遊び場を作り、天候が悪くても雨具を用意するなどして遊べるようにする。 2. リスクを伴う遊びなど多様な遊びができる環境がある。 3. 異なる高さ、素材、物、機能、傾斜などスペースに多様性がある。 4. 子どもが遊び、休憩、隠れ家、観察、交流などのために空間を作ったり改造したりできる。 5. 子どもが体をよく動かすことができる。 6. 変化に富んだ遊びのために固定遊具や廃材など豊富な材料が使える。
5) 学校の文化が子どもの遊びを応援している	1. 遊びの時間が楽しい雰囲気である。 2. 職員や保護者が楽しく遊びながらの教育や子どもの自発的な遊びをサポートできるような知識や技術を得られるよう支援されている。 3. 職員は遊びを必要以上に抑制せず促進することを意識して働いている。

（資料）Children's Access to Play in School (CAPS) [2018] をもとに日本総合研究所作成

(3) 学校空間の効果的な活用を促すしくみ

第3に、各学校の取り組みを促すしくみづくりである。わが国においても、学校空間を放課後の活動の充実にフル活用している私立学校があり（池本 [2009] p.174-178）、公立学校でも学校に森や牧場、博物館などをつかった例がある（注46）。もっとも、教員の多忙化が問題となり、働き方改革が叫ばれているなか、広がりを持つとは考えにくい。国も、支援を必要とする子どもの対応強化や、子どもの遊びの保障のために、学校空間を活用していくことを後押ししていない。例えば、放課後等デイサービスを小学校に設置する動きはなく、小学校施設整備指針において、遊びの環境は重要視されていない（注47）。

精神的な健康度低下の背景として、アメリカの社会学者クリネンバークは、「社会をまとめ上げていた接着剤が失われてしまって、人びとがバラバラに分断し、対立していること」があると指摘する（クリネンバーク [2022] p.22）。共同井戸から水を汲む村と、自宅で蛇口をひねれば水が出る都市では、交流に大きな差が生じる。継続的かつ反復的に交流すると、自然に人間関係が育つが、そうした継続的かつ反復的な交流の場が、物資の効率的輸送や情報通信技術の普及などにより急速に失われつつあるという。小学生についても、友達と遊ぶ場所や時間がなくなり、さらに一人一台端末が行きわたったことで、学校に通わなくとも勉強ができるようになった今、継続的・反復的な交流が失われる傾向にある。そうした子どもたちがバラバラになりやすい社会状況が、精神的な健康度の低下を招いていることを踏まえれば、継続的かつ反復的な交流を生み出すしかけとして、遊びの場所と時間をすべての子どもに保障するために学校空間を整備・活用するとともに、支援が必要な子どもが頼れる場所も保障していく必要がある。国連子どもの権利委員会は、2013年に一般的意見17号「休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利（第31条）」において、遊びおよびレクリエーションの重要性の意識の欠如を課題として取り上げている（注48）。

そこで、国から、子どもの身体的・精神的な健康の保障のために、学校空間を有効に活用していくという方針が明確に打ち出される必要がある。そのうえで、実効性を高めるためには、①学校空間評価の義務化、②評価や整備・活用における子どもの参画、③学校が専門家の支援を受けられる体制整備が鍵となるろう。

①の学校空間評価とは、子どものウェルビーイングの観点から、学校空間の整備・活用状況について定期的に評価し改善につなげるしくみである。学校教育法および同法施行規則により、各学校は毎年、教職員による自己評価の実施と、その結果の公表、設置者への報告が義務となっている（注49）。学校空間評価も、この学校評価の枠組みのなかで実施が可能だが、学校評価でどのような点を評価するかは学校の裁量となっているため、「教育課程・学習指導」について評価を実施した学校の割合は99.0%、「生徒指導」は92.4%であるのに対し、「教育環境整備」は72.4%と低い（注50）。加えて、学校評価ガイドラインで示されている評価の視点も、施設・設備の点検、耐震化、情報化などで、学校教育時間外の活用や遊び環境などの評価は想定されていない（注51）。

そこで、子どものウェルビーイングの観点から学校空間評価の項目を設定したうえで、学校評価の枠組みのなかで、学校空間評価の実施を義務化する。学校空間の整備の在り方は、主に自治体と建築施工者などで決定され、子どもの意見が十分に聞かれないことも多く、立派な空間ができては実際には使われなかったり、子どもに人気の場所が教員の交代などから使えなくなったりするケース（注52）もある。

学校空間評価は、教職員による自己評価だけでなく、子どもや保護者を含む関係者評価を基本としたうえで、定期的を実施する。さらに、国がその評価結果を分析し、全国の進捗状況を把握し、必要があれば学校教育時間外の利用のための改修や遊び環境の整備などに補助を行っていく。

②の評価や整備・活用における子どもの参画は、現在ほとんどみられない。児童館については2018年のガイドライン改正により、そうした考え方が採り入れられた（注53）が、小学校施設整備指針には、子どもの意見を聴くという視点がない。開放する学校施設の場所や時間、備品調達などの決定権は、教職員もしくは教育委員会にあり、子どもたちが校庭にベンチがほしいと思っても、そうした意見を伝える場がない。海外では新しい校庭づくりへの子どもの参画を通じ子どもが学び、遊具を子どもが手作りすることで、自分たちの学校という意識が生まれるという効果も指摘されている。わが国でも、学校の敷地内で、子どもが自分たちの手でツリーハウスを建てる例などがあり（注54）、そうした実践を広げていくことが期待される。子どもが意見を表明する機会の確保、およびその意見の尊重を基本理念に掲げることも基本法を踏まえ、小学校施設整備指針に子どもの意見聴取を明記すべきである。

③の専門家の支援を受けられる体制整備として、質が高く子どもを惹きつける学校空間づくりや安全確保に向け、園芸や建築、美術、遊び、工学、ICTなどの専門家の協力が不可欠である。安全確保を理由に遊具が撤去されたり、おもしろみのない遊び場になっている現状に対して、実際にどの程度のリスクがあるのかなど、専門家の判断を仰ぐことができれば、子どもにとってチャレンジしたくなる、楽しい遊び場を増やすことが可能になる。防犯カメラがあっても不審者の侵入を防げない事案（注55）の発生で、学校開放の動きが弱まることも懸念されるが、IDカードや暗証番号を求めるなど、ICTの活用などにより安全に開放できる方策を検討し、前向きに進める必要がある（注56）。子どもが落ち着ける小空間は、一方でいじめの発生などが懸念されるが、ベンチの高い背もたれを間仕切りにしたり、グループルームをガラス張りにするなど、密室化を防ぐ方法がある（下倉ほか [2020]）。

もちろん国の役割も大きい。文部科学省では2022年より、新しい学校づくりを支援するために、事例を共有したり、専門家に相談できるウェブサイトを設けている。このウェブサイトの名称は「CO-SHA Platform」だが、ここで学校空間の開放の在り方や校庭における遊び環境や自然環境づくりなどにも対応していく。そのほか、国が「遊びにやさしい学校づくり」や「支援を必要とする子どものための学校づくり」のハンドブックを作成すること、自治体に学校空間アドバイザーを配置することなどが考えられる。

（注34）居場所カフェ立ち上げプロジェクト [2019] p.23。

（注35）2022年5月1日現在、放課後児童クラブのうち、児童館・児童センターにある割合は9.0%にとどまり、53.1%は小学校内にある。

（注36）ドイツのベルリンでは、1991年以降、860の学校のうち300校以上が、校庭を大規模に改造して緑と遊びの場に変えたという（木下 [2010]）。アスファルトの校庭を森の中の遊び場のように変え、アーティストも参加してアートの要素を取り入れた備品を置いたり、子どもたちが木材で遊具を自ら作ったりして、楽しい雰囲気がつくられている。その背景には、伝統的に午前中だけの授業だった学校が、全日制に移行し、学校で過ごす時間が増加したという背景もあったとされる。校庭や屋外環境に公的予算がほとんどつかないため、こうした校庭改造の資金は都市開発者が提供した。カナダのオンタリオ州トロント市では、教育委員会が1990年代から校庭改造のプロジェクトをはじめ、非営利団体（Evergreen）の協力も得ながら、300もの学校が緑化され、野菜や果物などを育てる学校もある（Elise Houghton, Green School Hubs for a Transition to Sustainability）。この活動はその後、環境教育の充実に発展し、2003年には校庭緑化のほか、ごみ減量化や省エネルギー化などの幅広い行動を促すエコスクールプログラムがスタートした。教育委員会が、様々な情報提供や認定制度などを通じて、学校の取り組みをサポートしている（<https://www.tdsb.on.ca/environment/Home/Education/EcoSchools>）。

- (注37) Semble, Playtime matters (Outdoor Classroom Day, May 2019)。
- (注38) Outdoor Classroom: Educational Use, Landscape Design and Management of School Grounds (Building Bulletin)。
- (注39) Learning through Landscapes, National School Grounds Survey 2003。
- (注40) 委員会からは、すべての生徒に屋外で学ぶ権利があることを、政府が明確に打ち出すことや、屋外での学びに関する教員向けの研修を充実すること、地方教育当局 (LEA) に屋外での学びについてのアドバイザー (Outdoor Education Adviser) を配置することなどが提言された。
- (注41) Department for Education and Skills, Learning Outside the Classroom MANIFESTO, 2006。
- (注42) イングランドでは、学校施設の基準として、屋外に運動のための場所と遊びの場所をそれぞれ確保することが明記されており (Advice on standards for school premises)、遊びの場所として、芝生やテラス、低木の茂みや森、座る場所、池、庭などが例示されている (Area guidelines for mainstream schools)。
- (注43) イギリスでは、2002年に、遊びに関する団体などで構成される遊び安全フォーラム (Play Safety Forum) において、遊びの価値を損なわずにリスクをマネジメントするという方針が掲げられ (Play Provision: A position statement)、安全にも配慮しつつ、チャレンジできるわくわくする遊び場をどうつくるかについて、ガイドブックが刊行されている (David Ball, Tim Gill and Bernard Spiegall, *Managing Risk in Play Provision – Implementation guide*)。
- (注44) <https://outdoorplayandlearning.org.uk/>。
- (注45) 支援プログラムは4,999ポンドで、支援プログラムの最後にシルバー、ゴールド、プラチナの3段階で認定証が発行される。認定証はその後も有料 (300ポンド) で更新を行うことができる。
- (注46) 小千谷市立小千谷小学校。山之内義一郎校長の実践を紹介した本 (手塚 [1991]) は、数カ国語に翻訳されている。
- (注47) 低学年児童のための普通教室と固定遊具の遊び場などをまとめて計画することが重要とあるのみで、「児童が放課後に活動する場としてふさわしいスペースを確保」という文言はあるが、具体的にどのようなスペースを整備するか、書かれていない。
- (注48) 「遊びおよびレクリエーションに従事する子どもたちの権利と、子どもたちのウェルビーイング、健康および発達にとってこれらの活動が有する基本的重要性のいずれもが、十分に理解されておらず、かつ過小評価されている。遊びが承認される場合、それは、たとえば空想遊びやごっこ遊びよりも高く評価されている身体遊びおよび競争的遊戯 (スポーツ) であるのが通例である。委員会は、年長の子どもの好む遊びおよびレクリエーションの形態および場所をいっそう承認することがとりわけ必要であることを、強調する。」
- (注49) なお、保護者などの学校の関係者による評価 (「学校関係者評価」) の実施とその結果の公表は努力義務であり、第三者評価に関する規定はない。
- (注50) 文部科学省「学校評価等実施状況調査」(平成26年度間)の公立学校。
- (注51) 過去には文部科学省において、学校施設の評価の在り方について検討が行われ、2009年に最終報告「学校施設の評価の在り方について」が取りまとめられた。そこでは、学校施設の質の維持・改善には、定期的・継続的な評価が必要だとして、具体的な評価項目として、安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性の五つの観点が示された。しかし、その後学校施設の評価は、学校評価の枠組みのなかで実施することになった。
- (注52) 保健室にあった丸テーブルが養護教諭の交代で撤去され、子どもが利用しにくくなったり (秋山 [2016])、図書室で子どもたちに人気だった絵本コーナーのカーペット (平湯 [2019] p.140) が撤去された例などがある。
- (注53) 児童館の計画段階から子どもが参画し、どのようなスペースがほしいか、どのような家具を置くのか、それらの検討や決定に子どもがかかわったことで、利用者の満足度が非常に高くなっている施設もある (東京都世田谷区立希望丘青少年交流センター)。
- (注54) ベネッセ教育研究所「開校22年目、子どもたちの自主性からすべてが始まる山間の自由学校」(シリーズ 未来の学校) https://berd.benesse.jp/feature/future/topics_2/activity01/。
- (注55) 2023年3月1日、埼玉県戸市の中学校の教室に男子高校生が侵入し、教員を切りつけた事件。
- (注56) 北欧では職員不在の時間の図書館をIDカードと暗証番号で利用できるオープンライブラリーの取り組みがある (吉田右子「北欧の公共図書館と子どもを対象としたサービス・子育て支援」日本総合研究所『JRIレビュー』2022年6月10日)。

5. おわりに

待機児童解消を目的に、国は放課後児童クラブの学校内への設置を促しているが、校庭や校舎の利用が制限され、利用できても授業用に設計された空間では、子どもの心が休まらず、遊びの権利も保障できない。本稿で提案したように、学校空間を子どもの学校教育時間外の利用のために整備し、活用していくことができれば、放課後児童クラブの質向上に加え、学校の授業や休み時間が変わり、子どものストレスが減り、教員の負担が減るなど、様々な波及効果が期待できる。

今から30年以上も前に、学校に森や牧場をつくった山之内義一郎氏の取り組みを紹介した本の著者は、「もうそろそろ、勉強を教える学校から、人間を育てる学校へと、脱皮していかなければならない。」と

述べていた（手塚 [1991]）。学校につくられた森は、幅わずか4 m、長さ30mであり、「これくらいの土地ならば、都会の学校でも校庭の片隅にとれるはずだ。」としていたが、そうした取り組みは広がっていない。当時とは異なり、今は多くの小学校に放課後児童クラブがある。学校に森があれば、学校教育時間だけでなく、放課後や長期休暇中にも利用されることになろう。木登りの森などの屋外環境整備に関する国の補助を復活させることも必要ではないだろうか。学校空間の緑化は、子どもの心身の健康増進とともに、ヒートアイランド現象を緩和し、地球温暖化防止にも寄与する。

2023年4月のこども基本法施行により、学校空間の整備・活用の在り方も、子どもの権利条約に沿って見直すことが求められる。子どもの権利条約には、子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見をあらわす権利（12条）、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利（31条）が認められている。こども政策の司令塔として発足することも家庭庁には、勉強を教えるためだけの学校ではなく、人間を育てるための学校として、学校空間をどう整備し、どう活用するか、新しい学校像の提示を期待したい。

(2023.4.27)

参考文献

- ・ 明石要一・岩崎久美子・金藤ふゆ子・小林純子・土屋隆裕・錦織嘉子・結城光夫 [2012]. 『児童の放課後活動の国際比較—ドイツ・イギリス・フランス・韓国・日本の最新事情』 福村出版
- ・ 秋山千佳 [2016]. 『ルポ保健室—子どもの貧困・虐待・性のリアル』 朝日新聞出版
- ・ 池本美香（編著）[2009]. 『子どもの放課後を考える—諸外国との比較でみる学童保育問題』 勁草書房
- ・ 居場所カフェ立ち上げプロジェクト（編著）[2019]. 『学校に居場所カフェをつくろう！—生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援』 明石書店
- ・ 岩間浩 [2002]. 『空間の感覚』 丘書房
- ・ 上野淳（監修）[2002]. 『学校を変えなくちゃ!!—学校の再構築（リストラ）がはじまった』 ボイックス
- ・ 英国教育・科学省 [1994]. 『アウトドア・クラスルーム』 IPA日本支部訳、公害対策技術同友会
- ・ エリック・クリネンバーグ [2021]. 『集まる場所が必要だ—孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学』 英治出版
- ・ 大竹弘和 [2022]. 『学校という「ハコモノ」が日本を救う！』 白秋社
- ・ 全国学童保育連絡協議会 [2021]. 『学童保育情報2021 - 2022』
- ・ 柏木智子 [2020]. 『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり—カリキュラム・学習環境・地域との連携から考える』 明石書店
- ・ 学校空間研究者グループ [2014]. 『学校空間の研究—もう一つの学校改革をめざして』 コスモス・ライブラリー
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 [2022]. 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について～Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する（最終報告）」 文部科学省

-
- ・ 木下勇 [2010]. 「校庭から街のコモンづくりへ」建築の今編集委員会編著『建築の今—17人の実践と展望』建築資料研究社
 - ・ 児童館研究委員会・一般財団法人児童健全育成推進財団 [2022]. 『子どもは歴史の希望—児童館理解の基礎理論』フレーベル館
 - ・ 下倉玲子・佐々木伸子・柳澤要[2020]. 『Make Active Learning Space vol.01 スウェーデン式 アクティブ・ラーニングのための教室づくり』呉工業高等専門学校
 - ・ 手塚郁恵 [1991]. 『森と牧場のある学校—山之内義一郎先生の実践』春秋社
 - ・ 平湯文夫 [2019]. 『平湯モデル図書館写真集—子どもたちであふれる学校図書館のつくり方』ポイックス
 - ・ 山之内義一郎 [2001]. 『森をつくった校長』春秋社
 - ・ Children's Access to Play in School (CAPS) [2018]. Quality Criteria: The Play-friendly School Label.
 - ・ Children's Access to Play in School (CAPS) [2019]. The Play-friendly School Label: A Handbook for Schools.
 - ・ Department for Education and Skills [2006]. Schools for the Future—Designing School Grounds.
 - ・ Play Wales [2015]. Use of School Grounds for playing out of teaching hours toolkit
 - ・ Wendy Russell et al. [2021]. The Case for Play in Schools: A review of the literature, Outdoor Play and Learning (OPAL)